

総務文教常任委員会

令和4年3月8日（火）
午前10時～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 請願について

- (1) 受理番号1 「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願
＜意見陳述～質疑～討論～採決＞

4 議案審査

議会事務局

- (1) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第8号）
＜説明～質疑＞

市長公室

- (1) 第68号議案 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞
(2) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第8号）
＜説明～質疑＞

政策企画部

- (1) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第8号）
＜説明～質疑＞

生涯学習部

- (1) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第8号）
＜説明～質疑＞

総務部

- (1) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第8号）
＜説明～質疑＞

（裏面あり）

会計管理室

- (1) 第63号議案 令和3年度亀岡市亀岡財産区特別会計補正予算(第1号)
 - 第64号議案 令和3年度亀岡市篠財産区特別会計補正予算(第1号)
 - 第65号議案 令和3年度亀岡市中野平松井手財産区特別会計補正予算(第1号)
- <説明～質疑>

教 育 部

- (1) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第8号)
- <説明～質疑>

5 討論～採決

6 行政報告

- (1) 令和4年度行政組織・機構改革(案)について(政策企画部)
- (2) ふるさと納税活用事業について(生涯学習部・市長公室)
- (3) 良好な避難所環境の確保・管理計画について(総務部)
- (4) 学校規模適正化の取組について(教育部)
- (5) 亀岡市立図書館における開館時間の見直しについて(教育部)

7 陳情・要望について

- (1) 母(毛^{もうかへい}嘉萍)が中国で不法に逮捕されている件に関する要望
- (2) 対外的情報省の設立を求める意見書を亀岡市議会は内閣府に提出することに関する陳情書

8 その他

- ・次回の日程等について

令和 3 年度

亀岡財産区他 2 財産区特別会計補正予算の概要

会計管理室 財産管理課

令和3年度亀岡財産区他2財産区特別会計補正予算の概要

会 計 名	補正前の額	補正額	計	主な内容
亀岡市亀岡財産区特別会計 補正予算(第1号)	千円 41,309	千円 8,610	千円 49,919	管理会費減 △ 1,214 千円 財産管理費減 △ 11,145 千円 積立金増 20,969 千円
亀岡市篠財産区特別会計補 正予算(第1号)	16,167	△ 11,183	4,984	財産管理費減 △ 11,140 千円 積立金減 △ 43 千円
亀岡市中野平松井手財産区 特別会計補正予算(第1号)	1,784	1,102	2,886	積立金増 1,102 千円
補正額合計			△ 1,471	

令和3年度亀岡財産区他2財産区特別会計補正予算(3月)の主な内容

特別会計名	補 正 額	主 な 内 容	
		歳 入	歳 出
亀岡市亀岡 財産区特別会計 補正予算(第1号)	千円 8,610	1 財産運用収入 21 千円 基金利子 2 財産売払収入 30,036 千円 土地売払収入 3 基金繰入金 △ 22,118 千円 基金取り崩し 4 繰越金 885 千円 前年度繰越金 5 諸収入 232 千円 森林組合受託事業収入 6 雑入 △ 446 千円 造林補助金 △ 500 千円 立木補償金 41 千円 公園整備料 7 千円 電柱敷地料 6 千円	1 管理会費 △ 1,214 千円 臨時職員等報酬 2 財産管理費 △ 11,145 千円 委員監督者報償 △ 210 千円 苗木調査等旅費 △ 507 千円 消耗品費 △ 120 千円 食糧費 △ 40 千円 光熱水費 △ 20 千円 除伐・間伐等業務委託料 △ 8,206 千円 負担金補助及び交付金 △ 2,042 千円 3 積立金 20,969 千円 基金積立金
亀岡市篠 財産区特別会計 補正予算(第1号)	△ 11,183	1 財産運用収入 △ 43 千円 基金利子 2 基金繰入金 △ 1,430 千円 基金取り崩し 3 繰越金 1,555 千円 前年度繰越金 4 諸収入 △ 11,265 千円 分収造林受託事業収入	1 財産管理費 △ 11,140 千円 除伐・間伐等業務委託料 △ 1,140 千円 分収造林事業山林作業委託料 △ 10,000 千円 2 積立金 △ 43 千円 基金積立金
亀岡市中野平松井手 財産区特別会計 補正予算(第1号)	1,102	1 財産運用収入 2 千円 基金利子 2 雑入 1,100 千円 立木等伐採補償料	1 積立金 1,102 千円 基金積立金
補正額の合計	△ 1,471	△ 1,471	△ 1,471

令和4年度 行政組織・機構について（案）

1. 基本方針

改革の方向性

- ・第5次亀岡市総合計画を推進する体制づくり
- ・行財政改革の堅実な推進

改革の視点

- ・第5次亀岡市総合計画と亀岡市総合戦略を推進する組織・機構
- ・機能的で効率的な市民にわかりやすい組織・機構
- ・制度改正等に対応し円滑に事務を執行する組織・機構

2. 部設置条例関係 ⇒ 改正なし

3. 主な組織・機構改革

（生涯学習部）

- 新たな文化施設については「亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会」の提言を踏まえ、議論の段階が施設整備に留まらず、企画・運用面を含んだ“文化を育む場づくり”へ深化するため、事務局を「企画調整課」から芸術文化の企画・総括を所管する「文化国際課」へ移管する。

（環境先進都市推進部）

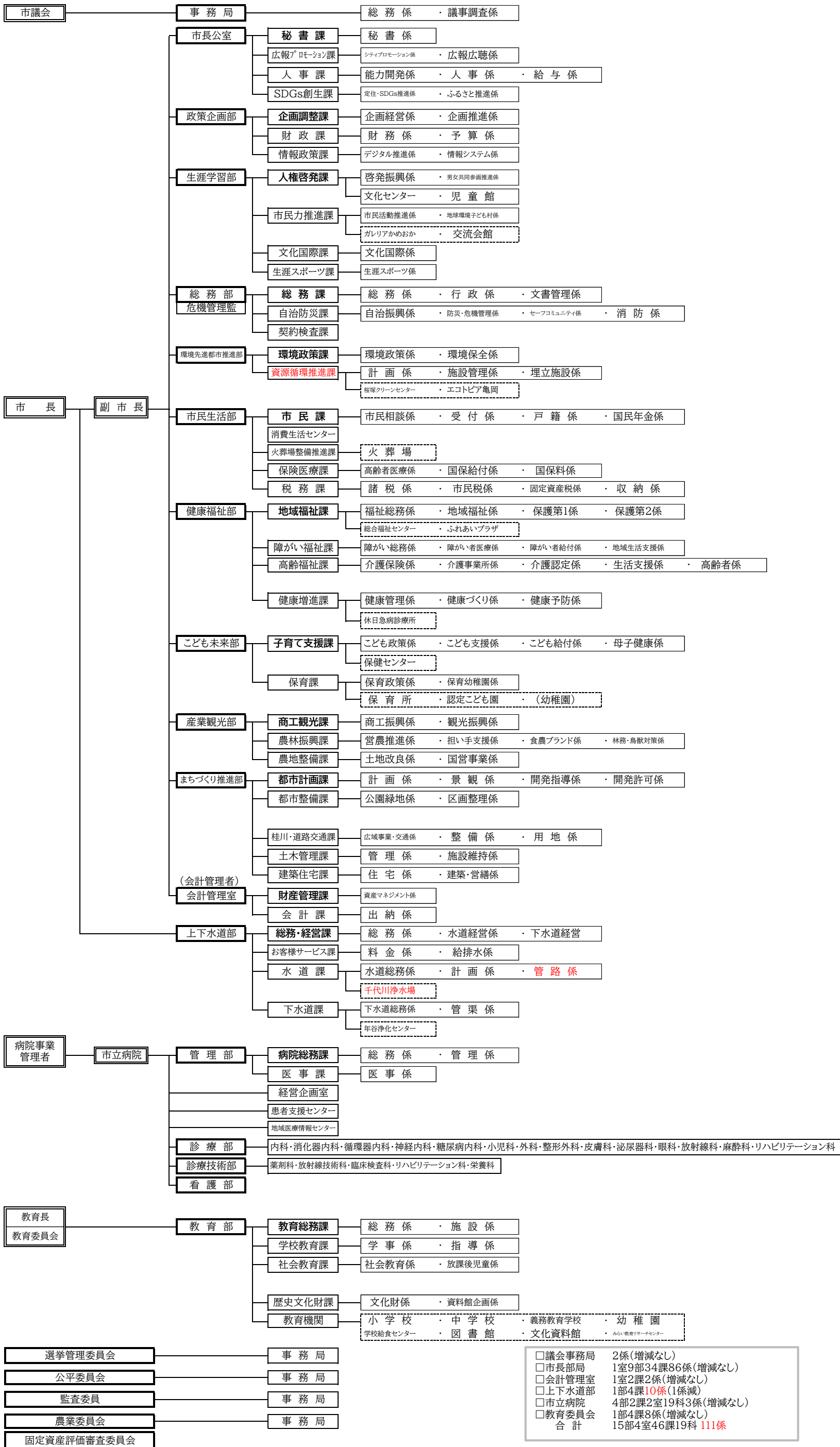
- 第5次亀岡市総合計画の基本計画に掲げる「ごみ減量・資源化の推進」をすすめる、環境先進都市実現に向けた方向性を明確にするため、「環境クリーン推進課」を「資源循環推進課」へ改称する。

（上下水道部）

- 水道課「配水係」は、同音の「排水（下水）」との混同を避けるため、「管路係」へ改称する。
また、「浄水係」を執務室移転に合わせて「千代川浄水場」へ改称する。

令和4年度 亀岡市行政組織・機構図(案)

※ゴシック太字は、総務担当課



令和4年3月

総務文教常任委員会

【生涯学習部】

市民力推進課 資料

ふるさと納税活用事業
「ふるさと亀岡市民活動応援交付金（仮）」の
創設について

ふるさと納税活用事業

「ふるさと亀岡市民活動応援交付金（仮）」の創設について

亀岡市をふるさととして応援する方々から市民活動への寄附金を募り、地域の課題解決による魅力あるまちづくりに向けた自主的な取り組みを資金面から支援するため、ふるさと納税を活用した市民活動支援事業を創設します。

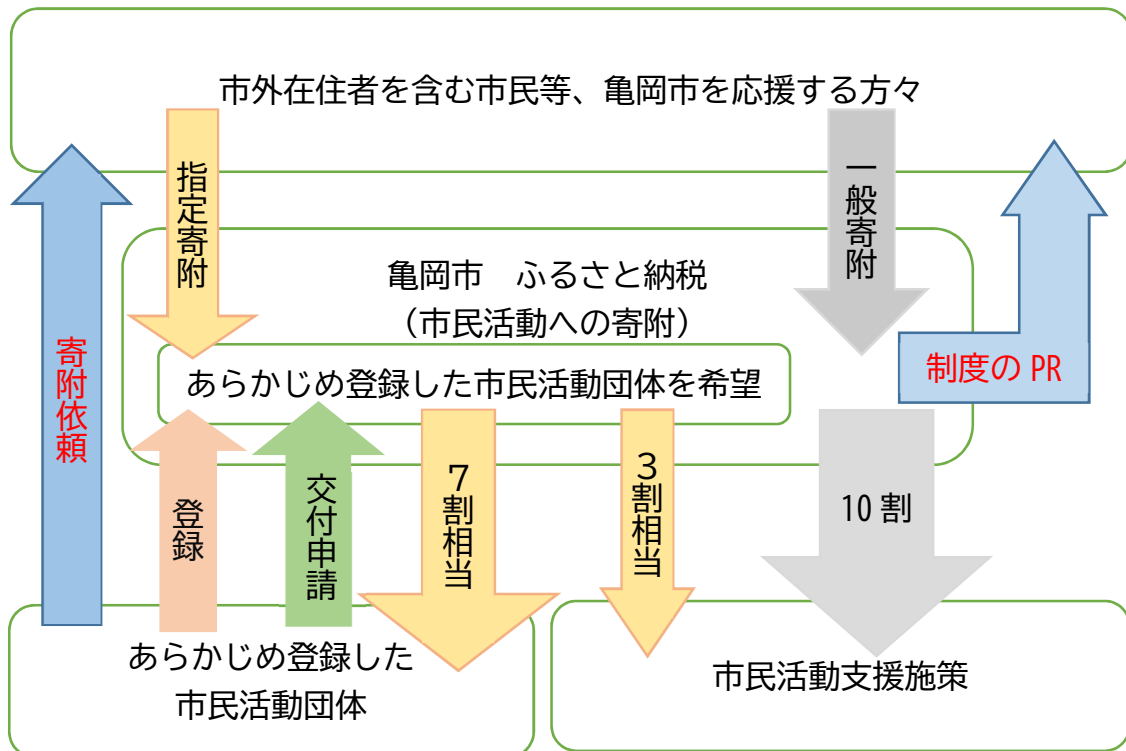
1 制度の概要

市民活動に対する寄附を亀岡市のふるさと納税制度を活用して募集（返礼品なし）し、市民活動支援事業の財源とする。

団体を指定した寄附を可能とし、あらかじめ登録した団体を指定して行う寄附は、翌年度以降、申請により寄附額の7割相当を上限に当該団体へ交付金として支援、3割相当を市民活動支援の一般施策等の財源の一部とする。

団体を指定しない寄附は、一般寄附として寄附額の10割相当を市民活動支援の一般施策等の財源の一部とする。

【制度概要図】



2 制度創設の主なねらいと効果

- (1) 制度を通して市民の市民活動への関心を高め、寄附による活動参画や活動への理解促進に繋げる。
- (2) あらかじめ登録をすることで、団体の実施事業にかかる財源を自主努力により確保することが可能。
- (3) 自主努力により確保した寄附金を原資に交付金として支援するため、現在の支えあいまちづくり協働支援金より用途を広くすることが可能（対象経費の拡大や費目による上限割合の廃止など）。
- (4) 団体を指定した寄附のうち、3割相当を市民活動支援の一般施策等の財源とすることで、既存団体による新たな活動団体の支援に繋げ、他団体の取り組みへの関心を高め、協働を促進する。

3 ふるさと納税の方法

当該寄附金は、郵便振替のみの方法とし、あらかじめ登録した団体による振替用紙の配布や市 HP への掲載等により寄附を募集することとする。寄附者は、指定する団体がある場合は、団体名を記入し、寄附を行うものとする。また、記載欄において、氏名等の団体への通知や公表についての意思確認も行う。

4 登録資格

亀岡市内に拠点を置き、市内の課題解決に向けて自主的に活動する市民活動団体で、前年度活動実績（決算書）があること。

5 登録の有効期間

登録は3年継続（期間中に団体からの辞退も可能）。有効期間以降は再度申請が可能。

6 登録団体の審査

まちづくり協働推進委員会において審査を行い、市長が決定する。

○スケジュール(予定)

	令和3年度			令和4年度												令和5年度						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	～	12月	1月	2月	3月
要綱				告示																		
登録団体募集				広報	募集				募集(R5.1開始(追加)分)								翌年分追加募集					
まちづくり協働推進委員会				開催(意見聴取)		開催				開催				開催								
登録団体審査						審査				審査(R5.1月開始分)												
ふるさと納税寄附募集							開始					終了	開始						終了	開始		
予算計上													↳ R5当初予算							↳ R6当初予算		
交付通知																通知						
交付申請(登録団体の書類提出)																申請					実績報告	
交付決定																	決定					確定

支えあいまちづくり協働支援金

スタート事業				募集		審査	決定								確定	募集						確定
ステップアップ・市民連携事業				募集		審査	決定								確定	令和4年度で終了						

対象団体は3年間程度継続(3年以内に団体からの辞退も可能)

審査を経て活用団体となる、自分たちの努力で寄附があることから、使途の制限は極力設けない

初回のふるさと納税募集期間は、開始から令和4年12月までとし、その後は1月から12月とする

活動実績のない新たな団体に対する支援は。現行の亀岡市支えあいまちづくり協働支援金のスタート事業で対応する。

良好な避難所環境の確保・管理計画

亀岡市 自治防災課
令和4年3月

良好な避難所環境の確保・管理計画

目次

第1章 総則	
1 計画の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 避難所の基本的な考え方	3
4 避難者数の想定	5
第2章 避難所等の種別と指定	
1 避難所等の種別	6
2 指定の手続き	7
第3章 救援備蓄物資の整備	
1 備蓄の基本的な考え方	8
2 食糧・飲料水の確保	10
3 生活・衛生用品の確保	11
4 トイレの確保・管理	12
5 感染症対策	15
6 生活用水の確保	15
第4章 要配慮者等への対応	
1 配慮の基本的な考え方	16
2 要配慮者への対応	16
第5章 避難所における生活環境の確保	
1 避難者のニーズ把握	17
2 ペット同行避難者への対応	17
3 健康・衛生管理	17
4 通信・情報対策	18
5 停電・燃料供給対策	18
6 防火・防犯対策	18
7 避難所以外に滞在する被災者への対応	19
第6章 運営方針	
1 開設・集約・閉鎖の基本的な考え方	20
2 運営の基本的な考え方	22
別表－1 指定避難所における収容人数とトイレの必要数	23

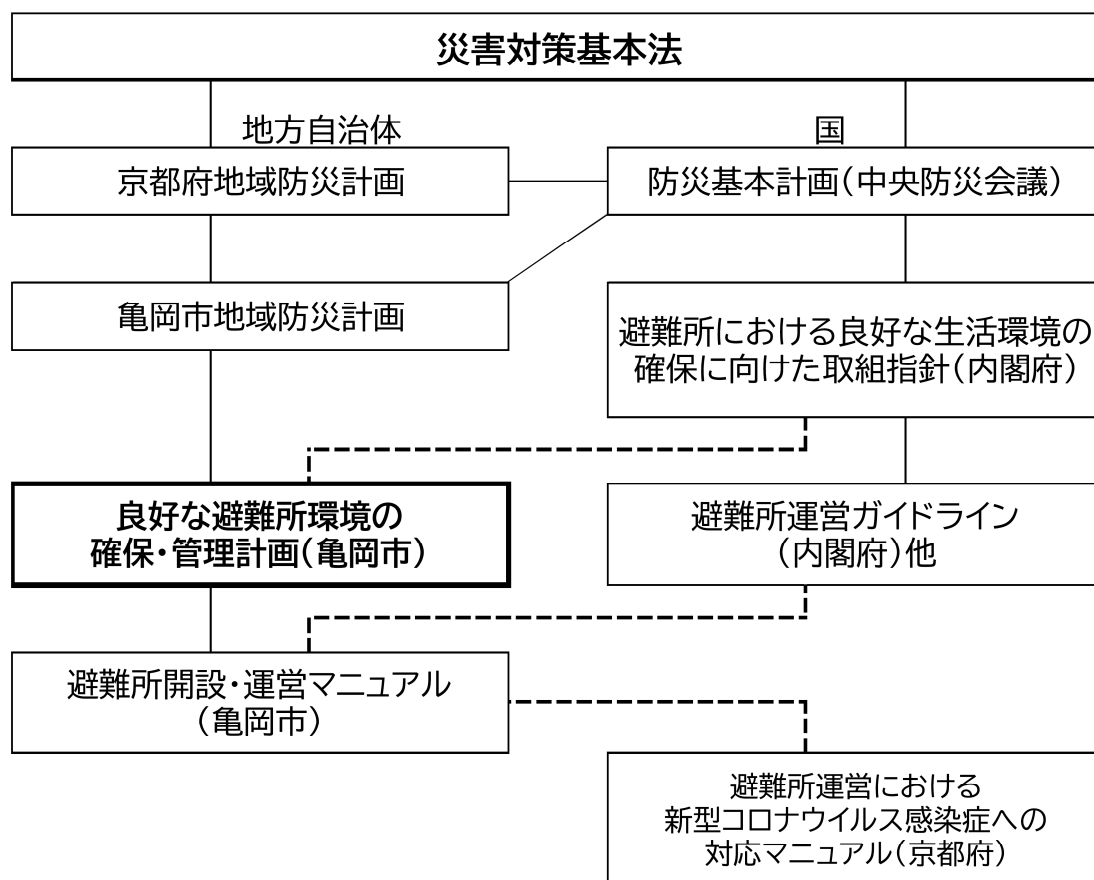
第1章 総則

1 計画の目的

『良好な避難所環境の確保・管理計画』は、亀岡市地域防災計画に基づき、被災者等の安全確保と避難所における良好な生活環境の確保・管理について、備えるべき機能の目標を設定することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、「災害対策基本法」や「亀岡市地域防災計画」のほか、内閣府が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」などを反映させた避難所整備の考え方を示しており、避難所の開設や運営に関する実務的な内容をまとめた「避難所開設・運営マニュアル」と整合させながら、活用する。



3 避難所の基本的な考え方

1 避難所の役割

避難所は、被災者等を受け入れる役割のほか、以下の役割を有する。

- ・緊急物資の集積場所
- ・情報発信の場所
- ・情報を収集する場所
- ・避難所以外の場所に滞在する被災者が必要な物資を受け取りに来る場所

2 避難所としての施設の在り方

避難所は、災害により自宅に戻れなくなった住民等が、一時的に滞在する施設であり、以下の者を受け入れの対象としている。

- ・避難指示等が発令されるなど、危険な場所から緊急的な避難が必要な者
- ・自宅が被害を受け、居住の場を失った者
- ・ライフラインの被害により、自宅での日常生活が著しく困難な者
- ・上記のほか、自宅に留まることができなくなった者など

ただし、避難所に指定している施設は、平常時の本来機能がある。被災者等の受け入れは一時的なものであることから、迅速な応急仮設住宅の設置や民間賃貸住宅の借り上げ等を行い、施設本来の機能の早期回復を目指す。

3 自助・共助・公助の取り組みの重要性

過去の災害の教訓から行政による公助にあわせて、自分自身の命や身の安全を守ること(自助)と地域コミュニティにおける相互の助け合い(共助)の取り組みが重要であることが指摘されている。

特に、避難所の運営に関しては、行政担当者や施設管理者、自主防災組織等が連携して、円滑な運営を展開するとともに、避難者自身も運営に携わっていきける環境づくりが必要である。

自助・共助・公助の取り組みについては、【表－1】のとおり。

【表－１】 自助・共助・公助の取り組み

区分	取り組み
自助	➤ 日頃から備える ・自宅の耐震化や家具の転倒防止を行い、被害軽減に努める。 ・食糧や水(3～7日間分)、簡易調理器等の備蓄を行い、食糧不足やライフラインの停止に備える。 ➤ 安全に避難する ・自宅周辺の避難場所等を事前に把握する。 ・避難時の経路や危険箇所等を事前に把握する。 ・最寄りの避難場所等や安否確認方法を家族で共有しておく。 ➤ 避難所において必要最低限の自立した生活を行う ・食糧や水をすぐ持ち出せるよう準備し、避難の際に持参する。 ・常用の薬や乳幼児のおむつなどの生活必需品も準備しておく。 ➤ 停電に備える ・ラジオや懐中電灯の電池、スマートフォンのモバイルバッテリーなど、情報源と電源を確保する。 ・カセットコンロやカセットボンベなどを備える。 ・車のガソリンは多めにしておく。
共助	➤ 地域住民の安否を確認し、安全に避難する ・地域の避難場所等や避難の方法を決めておく。 ・避難時に支援が必要となる者(要配慮者)の支援方法を決めておく。 ・災害時の安否確認方法を決めておく。 ➤ 円滑な避難所運営を行う ・避難所運営における地域の役割や運営方法を決めておく。 ・地域の事業所との連携や協力について決めておく。 ・避難所施設や資機材などを事前に確認するため、避難所運営訓練などを行う。
公助	➤ 円滑な避難所運営や体制の整備を行う ・食糧や水、毛布など、物資の備蓄や防災行政無線の設置などの整備を行う。 ・市職員を避難所開設要員に指名し、施設管理者との連絡体制を確認する。

4 避難者数の想定

京都府の「地震被害想定調査(2008)」において、亀岡市全域で最も大きな被害が想定しているのは、市西部に位置する「埴生断層」を震源とする内陸直下型の地震によるものとしており、最大避難者数を18,947人と想定している。

本計画は、この想定を前提としている。

災 害 想 定		埴生断層を震源とする 内陸直下型地震
最 大 予 測 震 度		震度7
人的被害	死 者 数	530人
	負 傷 者 数	4,030人
	重 傷 者 数	630人
	要 救 助 者 数	2,720人
	短期避難者数	39,900人
	最大避難者数	18,947人
建物被害	全 壊	11,920棟
	半壊・一部損壊	12,350棟
	焼 失 建 物	2,350棟

京都府地震被害想定調査結果(2008)

※最大避難者数は京都府試算

第2章 避難所等の種別と指定

1 避難所等の種別

避難施設・避難場所を「指定緊急避難場所」、「指定避難所」、「一時避難施設・避難場所」、「広域避難場所」、「臨時避難所」、「福祉避難所」、「車中泊避難場所」に分類する。指定避難所に避難所開設要員を事前に配置するとともに、限られた人員・資源を有効に活用し、避難者数の増加状況により効果的に避難所を運営する。

なお、「福祉避難所」は、要配慮者を対象として発災後に受け入れを要請する。
避難所等の概要については、【表－2】のとおり。

【表－2】 避難所等の概要

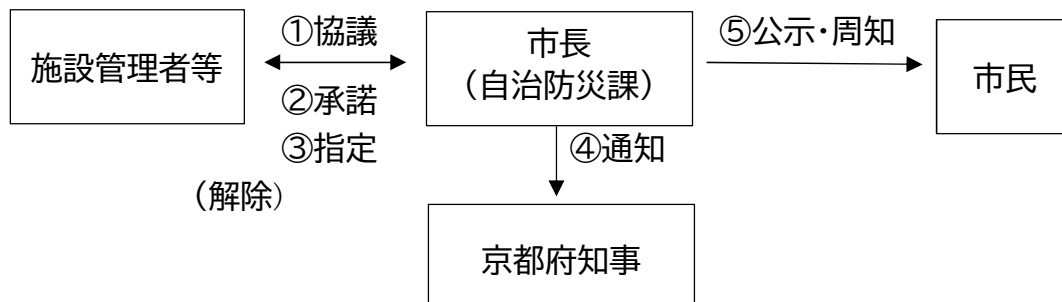
名称	概要
指定緊急避難場所	災害が発生した時に災害の危険から緊急に逃れるために、必要に応じて亀岡市が開設する場所です。災害の種類によっては避難ができない場合もあるので、注意が必要です。また、自治会館などは、災害の発生に備えて自主避難することもできます。
指定避難所	災害が発生した時に被災者が一定期間滞在するために、必要に応じて亀岡市が開設する施設です。
一時避難施設・避難場所	余震などの二次災害に備えて、住民の皆さんが一時的に自主避難できるよう、地元自治会などが自主的に開設する施設(場所)です。
広域避難場所	避難施設(場所)に延焼火災などの危険性が発生した場合や、大規模な災害でより多くの収容力が必要な時に避難する場所です。
臨時避難所	指定避難所だけでは避難者の収容が困難な場合に備えて、民間施設などに対して提供を要請して開設する施設です。
福祉避難所	避難生活に何らかの特別な配慮が必要で、指定避難所での生活が困難な避難者が避難生活を送ることができるよう、市内の福祉施設に対して開設を要請する施設です。
車中泊避難場所	感染症対策による分散避難やペット同行避難、プライバシー確保の観点などから自家用車やテントなどでの避難に一定対応できる場所です。

※ 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 指定の手続き

1 指定緊急避難場所・指定避難所

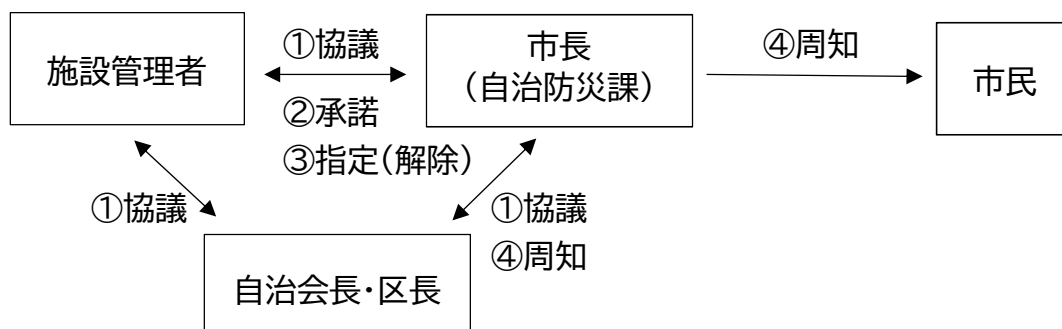
【図－１】 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等の流れ



- ①② 市長は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定(解除)しようとするときは、施設管理者等と協議し、承諾を得る。
- ③ 市長は、当該場所が指定緊急避難場所・指定避難所として適当と認めるときは、指定(解除)する。
- ④ 市長は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定(解除)したときは、京都府知事に通知する。
- ⑤ 市長は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定(解除)したときは、市民に対して公示及び周知する。

2 一時避難施設・避難場所、臨時避難所等

【図－２】 一時避難施設・避難場所、臨時避難所等の指定等の流れ



- ① 自治会長・区長は、地域の一時避難施設・避難場所及び臨時避難所等の指定(解除)が必要とするときは、市長(自治防災課)及び施設管理者と協議する。
- ①② 市長は、一時避難施設・避難場所及び臨時避難所等を指定(解除)しようとするときは、施設管理者等と協議し、承諾を得る。
- ③ 市長は、当該場所が一時避難施設・避難場所及び臨時避難所等として適当と認めるときは、指定(解除)する。
- ④ 市長は、一時避難施設・避難場所及び臨時避難所等を指定(解除)したときは、自治会長・区長及び市民に対して周知する。

第3章 救援備蓄物資の整備

1 備蓄の基本的な考え方

1 備蓄物資の整備方針

発災直後に必要となる食料品や飲料水等については、3日～7日間分以上の家庭内備蓄を推奨しているが、住家の全壊等の被害を受けた被災者に必要な物資を供給するため、要配慮者等や男女のニーズの違いに配慮して公的な備蓄物資の確保体制を整備する。

2 公的備蓄の目標

公的備蓄については、京都府の「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、生命・健康維持の観点から、食糧、飲料水、毛布、トイレ、おむつ、女性用衛生用品等を重点備蓄品目として、府市共同備蓄による府と市で1/2ずつを備蓄する。

重点備蓄品目以外の生活物資等については、市独自に備蓄を行うとともに民間事業者等との災害協定を活用して流通在庫備蓄等による確保に努めることとする。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策、若狭湾等に立地する原子力発電施設に起因する原子力災害対策等に関する備蓄品目についても、所要量の備蓄に努めることとする。

次に、数量の目標としては、大規模災害の発生により物流・流通機能等が停止し、他地域からの支援も期待できない発生直後24時間の所要量を基準とし、必要となる量の備蓄を行うこととする。

府市共同備蓄による重点備蓄品目及び基準量

品 目	基 準 量	備 考
食糧(主食)	1人当たり2食	アレルギー対応を考慮
飲料水	1人当たり1ℓ	別途応急給水を確保
毛布防寒用具	1人当たり1枚	
簡易トイレ	100人当たり1基	便袋、凝固剤は1人2回分
おむつ(大人用)	1人当たり8枚	75歳以上の10%
おむつ(小人用)	1人当たり8枚	0～3歳児
女性用衛生用品	1人当たり3枚	13～50歳女性の25%

3 分散配備の推進

災害発生直後、道路の寸断や物資移送の人手不足などが予想され、避難所への迅速な物資供給を図るため、市内に配備拠点(防災倉庫)を設け、物資の分散配備を行う。

◆分散配備場所

配備拠点	対 象 地 域	種 別
亀岡市防災広場	亀岡地区	資機材
別院中学校	東別院町、西別院町	資機材+食糧
育親中学校	本梅町、宮前町、東本梅町	資機材+食糧
千ヶ畑高橋地内	畑野町	資機材+食糧
亀岡市防災備蓄倉庫	曾我部町、吉川町、蕨田野町	備蓄全般
千代川小学校	千代川町、大井町	資機材
さくら公園	馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町	資機材
詳徳小学校	篠町	資機材
つつじヶ丘小学校	東・西・南つつじヶ丘	資機材
王子唐櫃越地内	篠町西山区	食糧

資機材:毛布 200 枚、段ボールベッド 10 基、段ボール間仕切り5基、
ファミリールーム4張、簡易トイレ25基、便袋2,400枚、
マスク10,000枚

食糧:アルファ化米・おかゆ600～1,000食、ビスコ40缶、飲料水2L60本

4 備蓄物資の更新

備蓄物資は、賞味期限等ができるだけ長いものを平準化して更新することとし、賞味期限や使用期限が残り1年程度となった物資については、家庭内備蓄の普及啓発を目的として、市や地元自主防災会などが実施する防災訓練や研修、イベント、出前講座などで提供し、活用する。

5 災害協定による物資供給

備蓄物資だけでは、避難所運営に係る物資が賄えないため、平常時から民間事業者等との物資供給に関する災害協定等を締結することにより、災害時の優先的な物資確保に取り組む。

2 食糧・飲料水の確保

1 食糧・飲料水の備蓄基準

食糧と飲料水の備蓄基準は、京都府の公的備蓄の考え方に基づき、発災直後の最大想定避難者数に対して、1日分1人あたり2食、1リットルとしており、府市共同備蓄による半分、19,000食、9,500リットル分を目途に備蓄する。

品 目	計 算	数 量
食 糧	【基準】1人2食/日のうち市備蓄分1食(50%)	
ご 飯	【対象】最大避難者数の90%(3～79歳)	10,000食
乾 パ ン	【計画】19,000人×90%×1食÷17,000食	2,000食
ソフトパン		5,000食
お か ゆ	【対象】最大避難者数の9.4%(1～2歳、80歳以上) 【計画】19,000人×9.4%×1食÷1,800食	1,800食
ビスケット	【対象】最大避難者数の9.2%(1～11歳) 【計画】19,000人×9.2%×0.5食÷900食	900食
粉・液体 ミルク	【対象】最大避難者数の2.0%(0～2歳) 【基準】1食200mlとして5食/日(1,000ml) 【計画】19,000人×2.0%×5食=1,900食	1,900食
飲 料 水	【対象】最大避難者全員 【基準】1人1ℓ/日の市備蓄分(50%) 【計画】19,000人×1ℓ×50%=9,500ℓ	9,500ℓ

2 要配慮者等への配慮

アルファ化米や缶入りパン等の食糧は、可能な限りアレルギー対応品を備蓄するとともに、咀嚼機能が低下した高齢者や離乳期の乳幼児用として、おかゆのアルファ化米の備蓄や、2歳未満の乳児用として粉ミルクや液体ミルクを備蓄する。

品 目	対象年齢	備 考
食 糧		長期保存(5年以上)が可能なもの
ご飯(アルファ化米)	3～79 歳	アレルギー特定原材料27品目を 含まないもの
おかゆ(アルファ化米)	1～2 歳、 80 歳以上	
乾パン	3～79 歳	調理を必要としないもの
ソフトパン		
ビスケット	1～11 歳	補助食品(主食対比 50%)
粉・液体ミルク	0～2歳	一部アレルギー対応用
飲料水	全年齢	長期保存(5年以上)が可能なもの

3 流通備蓄の優先調達

避難所での生活を支え、避難者の健康状態を維持するためにも、災害協定に基づき、市内大型店舗に流通備蓄の優先提供を要請し、早期に食糧や飲料水をはじめ、日用雑貨なども確保する。

4 炊き出し等の実施

インスタントや缶詰、レトルト食品などの非常食だけでは、避難者の健康や精神的な維持に支障をきたすため、朝・昼・晩と献立を変えるとともに、炊き出しやお弁当などの配布を行う。

3 生活・衛生用品の確保

1 毛布・段ボールベッドの備蓄

避難時の必需品として、毛布を備蓄するとともに、高齢者や障がいのある人などの要配慮者が滞在しやすいように、段ボールベッド等の物資を備蓄し、不足分は民間事業者との災害協定に基づき、優先調達を行う。

品 目	計 算	数 量
パック毛布	指定避難所(自治会等)×1,000枚 +市防災倉庫(分散配置)8,500枚	9,500枚
段ボールベッド	指定避難所(自治会等25カ所)×2基 +市防災倉庫(分散配置)100基	150基
段ボール間仕切り	指定避難所(自治会等25カ所)×2基 +市防災倉庫(分散配置)40基	90基
プライベートルーム (屋根付)	指定避難所(自治会等25カ所)×1張 +市防災倉庫3張	28張
ファミリールーム (屋根無)	指定避難所(自治会等20カ所)×2張 +市防災倉庫(分散配置)36張	76張
ワンタッチタープ	指定避難所(自治会等20カ所)×1張 +市防災倉庫3張	23張

2 衛生用品の確保

高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、衛生環境の維持のため、紙おむつや、女性用衛生用品、トイレトペーパーなどを備蓄するとともに、その他の衛生用品もニーズに応じて、順次、市内の大型スーパーやホームセンターなどの災害協定先から優先的に物資を調達する。

品 目		計 算	数 量
紙 お む つ	乳幼児 用	【対象】最大避難者の2.8%(0～3歳) 【基準】8枚/人の市備蓄分 50% 【計画】 $19,000人 \times 2.8\% \times 8枚 \times 50\% \div 2,200枚$	2,200枚
	大人用	【対象】最大避難者の1.4%(75歳以上の10%) 【基準】8枚/人の市備蓄分 50% 【計画】 $19,000人 \times 1.4\% \times 8枚 \times 50\% \div 1,000枚$	1,000枚
女性用 衛生用品		【対象】最大避難者数の23.9%(13～55歳女性) 【基準】4週に1回に対し3枚/人の市備蓄分 50% 【計画】 $19,000人 \times 23.9\% \times 25\% \times 3枚 \times 50\% \div 1,700枚$	1,700枚
トイレ トイレット ペーパー		【対象】最大避難者数の全員 【基準】6m/人 【計画】 $19,000人 \times 6m \div 60m \div 2,000本$	2,000本

4 トイレの確保・管理

1 避難所トイレの考え方

- トイレの必要数は、「避難者約75人当たり1基」とする。
- 女性用対男性用の割合は、3:1が理想的
- トイレの平均的な使用回数は、1日5回

2 避難所トイレの必要数

- 最大避難者数 19,000 人に対しては、254基が最低限必要となる。
- 指定避難所の最大収容人数21,441人から換算すると、指定避難所のトイレ必要数は308基となる。

【P23 別表-1 参照】

3 既設トイレの利用

指定避難所において、既設のトイレ数は必要数を満たしており、施設の被災状況を確認してトイレを活用する。

4 災害用トイレの活用

災害の状況により、既設のトイレが利用できない事態に備える必要がある。

- ・断水、屋内給水管の破損
- ・停電(マンション等)
- ・下水道、浄化槽、し尿処理施設等の破損
- ・大雨、洪水等による設備の浸水など

上記の理由等により避難所の既設設備が利用できなくなった時には、災害用のトイレを組み合わせ対応する。

○災害用トイレの組合せモデル

★主に使用 ○補助的に使用

災害用トイレの種類	設置場所	発災 ～3日間	～2週間	～1カ月	～3カ月 以上
簡易トイレ	屋内	★	○	○	
仮設トイレ	屋外		★	★	★
マンホールトイレ	屋外	○※	○	○	○
トイレトレーラー	屋外	○	○	○	○

※ 下水道の被害状況によっては使用可

5 災害用トイレの利用方法と整備状況

簡易トイレ・便袋

(1)利用想定

避難所の既設トイレが、被災状況等により利用できなくなった時に緊急用の代替品として利用する。

(2)利用方法

- ① 簡易トイレは、簡易テントに簡易便座を置き、便袋に用を足すものであり、降雨等も想定して屋内(屋根のある場所)など、衛生面や臭気対策を考慮して設置する。
- ② 既設トイレの個室を使い、洋式便器に便袋を取り付ける方法や、和式便器の上に簡易便座を置く方法などもある。
- ③ 用を足した便袋は、口をしっかりと結び、可燃ごみとして処理する。
- ④ 避難が長期化する場合は、衛生面を考慮してできるだけ早期に仮設トイレを手配する。

(3)現状と課題

簡易トイレと便袋は、現在、295 基・38,000 袋を備蓄しており、避難者約65人当たり1基、1人2回分を確保している。

避難所で即時に活用できるよう、各地域に分散して配置しており、追加の便袋は、災害協定に基づく物資供給により確保する。

なお、府市共同備蓄に基づき、京都府から簡易トイレ95基、便袋 19,000袋が調達できれば、簡易トイレは「約50人に1基、1人3回分」が確保できる。

マンホールトイレ

(1)利用想定

避難所の既設トイレが、断水などで利用できなくなった時に利用する。
ただし、暴風雨の時や下水道が被災している時は利用できない。

(2)利用方法

- ① 避難所の屋外に設置したマンホールトイレ用のマンホールを開け、マンホールの上に簡易テントと専用便座を設置する。
- ② 事前にプールの採水口からマンホール内に水を入れ、トイレ使用后、一定量の汚物を貯留してから貯留弁を開放し排水する。

(3)現状と課題

現在、亀岡川東学園のグラウンドに6基整備し、同敷地内の倉庫にマンホールトイレ用の簡易テントと専用便座を備蓄している。
洗浄水の確保が必要なため、学校のプール改修などに合わせて避難所ごとに必要性を検討する。

仮設トイレ

(1)利用想定

避難所のトイレ需要を把握するとともに、避難生活が長期化する場合には、必要数をレンタルで調達する。

女性用3に対し、男性用1の割合を目安に依頼するとともに、車いすでも利用できるようバリアフリータイプの仮設トイレも調達する。

避難者が多い避難所には、コンテナ型のトイレ設置を検討する。

(2)現状と課題

大規模災害時は、仮設トイレがすぐに届かないため、取扱事業者と優先提供の協定を締結し、事前の設備確保に努める。

トイレトレーラー

(1)利用想定

- ① 車中泊避難場所
- ② 停電や断水でトイレが使用不能となった大型マンションなど

(2)利用方法

屋外等でのトイレ不足を把握し、災害状況や避難者数、設置場所などを考慮して配置先の優先順位を検討のうえ、市所有のトイレトレーラーを緊急的に派遣する。

トイレトレーラーが不足する場合は、必要に応じて自治体応援連携により、他自治体にトイレトレーラーの派遣を要請する。

(3)現状と課題

大規模災害では、公共の公園やグラウンド、商業施設の駐車場などに、車中泊避難者が発生する可能性が高く、避難者の把握が困難となり、支援物資も届かないなどの支障をきたす恐れがあるため、今後、車中泊避難できる場所を市民に周知することで、安心して避難できる体制を確保する。

(4)自治体応援連携

災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」(一般社団法人 助けあいジャパン)にトイレトレーラーの派遣を要請し、他市からの応援により、衛生的で快適なトイレを確保することで、感染症や災害関連死などから避難者を守る。

また、本市が被災していない時には、他市への被災地支援に活用し、自治体間の相互応援に努める。

5 感染症対策

避難所における感染症対策を徹底するため、マスクや手指消毒剤などを備蓄するとともに、応急救護セットや体温計、感染症対策キットなども配備する。

◆ 感染症対策資機材

品 目	
空気清浄機	応急救護セット
扇風機	手指消毒液
非接触・接触式体温計	不織布マスク(100枚入)
パルスオキシメーター	フェイスシールド
感染症対策キット(防護服等)	使い捨て手袋(100枚入)

6 生活用水の確保

飲料水の他に、感染症の拡大防止、衛生面の観点からも、トイレや避難所の清掃、洗濯、機材の洗浄などの用途に欠かせない生活用水を早期に確保することが重要であり、市内に点在する配水施設を応急給水拠点として、給水車等を活用して生活用水を配布する。

また、受援者側も水を受け取るために、水タンクなどの入れ物を用意する必要がある。

第4章 要配慮者等への対応

1 配慮の基本的な考え方

1 配慮の方針

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や熊本地震など、過去の災害に鑑み、高齢者、障がいのある人、外国人、妊産婦、難病患者等の要配慮者、その他子ども、女性、LGBTQ+の人等の被災者に対し、必要な配慮を行う。

配慮は、備蓄物資の整備やスペースの提供により行うことを基本とし、対応が困難な場合は、医療機関や福祉避難所に移送する。

2 福祉避難スペースの提供

要配慮者等の避難に備え、滞在スペース以外に福祉避難コーナーを設ける。

なお、避難所開設時に円滑な対応ができるよう施設管理者と事前に、避難所全体の活用場所を検討しておく。

また、当該スペースの提供にあたっては、施設の本来機能の回復(学校教育活動の再開等)を妨げるものにならないよう留意が必要である。

2 要配慮者への対応

1 高齢者、障がいのある人、妊産婦、難病患者等

要介護の高齢者、障がいのある人、妊産婦、難病患者等の要配慮者で、滞在スペースでの生活が困難な者には、福祉避難コーナーを提供する。

また、備蓄や協定により調達した段ボールベッド等の物資を配布するなど、必要な配慮を行う。

2 子ども、女性、LGBTQ+の人

子どもや女性は、被災や避難生活により、大きなストレスを抱えやすいことから、状況に応じて子どもや女性の専用エリアを確保するとともに、テントや間仕切りを調達し、プライバシーの確保によりストレスの軽減を図る。

LGBTQ+の人に対しては、それぞれのニーズを把握し、状況に応じて必要な配慮を行う。

3 外国人

外国人に対しては、亀岡国際交流協会等と連携しながら、多言語や「やさしい日本語」などを使って情報を伝達するとともに、宗教信仰上必要なスペースなどを状況に応じて提供する。

また、通訳の派遣など、外国語によるコミュニケーション支援の体制整備を進める。

第5章 避難所における生活環境の確保

1 避難者のニーズ把握

良好な避難所環境を確保するためには、避難者のニーズを把握する必要がある、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置する。

その際、女性や子どもは成人男性とは異なるニーズを持っているため、適切に対応できるように、相談員には女性も配置することが適切である。

また、被災者のニーズについて、避難所では対応できない場合は、市や府に伝えていくとともに、避難生活を送りながら、生活再建に向けて取り組む必要があるため、就労支援等の多様な相談窓口の情報を提供する。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、可能な限り通訳を配置した外国人向け相談体制に配慮する。

2 ペット同行避難者への対応

避難者と同行したペットについては、ペットの種類や数のほか、気候等も考慮して、可能な限り屋内又は屋根のある場所に飼育スペースを設置するとともに、状況に応じてペット用のケージやペットフード等について、協定により調達する。

ペットの飼育スペース等については、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることから、施設管理者と協議した上で設置し、「避難所におけるペット飼育ルール」を飼い主に徹底してもらうよう周知する。

なお、盲導犬、介助犬などの身体障がい者補助犬は、滞在スペースに同行することができるが、避難者間のトラブルを防止するため、福祉避難コーナー等を活用する。

3 健康・衛生管理

1 保健師等の派遣

災害時には、エコノミークラス症候群、感染症、ストレス関連障がい等の健康課題が起こりやすく、これらを予防し、早期に対応するため、保健師・看護師のチームによる保健指導や巡回相談など、身近な場所で健康相談ができるようにする。

2 応急医療体制の整備

亀岡市医師会の協力を得て、市立病院とともに医療救護班を編成するとともに、中学校などに救護所を設置する。

3 衛生管理の徹底

避難所においては、狭い空間での集団生活に加え、温度や湿度の調整、換気等が困難となり、様々な感染症、食中毒等のリスクが高まることから、避難者への注意喚起、配給食料の食べ残しの処分、感染症患者等の隔離など、衛生管理の徹底に努める。

4 通信・情報対策

1 通信手段の確保

指定避難所において、早期に通信手段を確保し、「災害用伝言ダイヤル」の利用や家族への連絡が行えるよう、NTT西日本と災害協定を結び、各避難所に『特設公衆電話(発信専用)』を設置している。

また、市災害対策本部と避難所開設要員との連絡手段として、防災行政無線を設置し、電話回線の不通時における連絡体制を整える。

- (1) 特設公衆電話の設置
- (2) 災害用伝言ダイヤル(171)
- (3) 防災行政無線

2 避難者への情報提供

被災者が必要とする情報は、時間経過に伴い刻々と変化することから、被災者の必要性に即した情報を提供する。

また、災害情報収集用のテレビについては、指定避難所に設置されている既設テレビの活用や流通備蓄により対応する。

◆ 避難者が必要とする情報の例

時期	情報の内容
発災～3日目	市内の被害状況、避難場所等の開設状況、医療機関の状況、救援物資の状況、ライフラインの状況、周辺店舗の状況、交通機関の運行状況、デマ情報の訂正等
4日目～	行政による支援制度の状況、仮設住宅など住居支援の状況、教育関連情報等

5 停電・燃料供給対策

発災直後の対策として、指定避難所(自治会等)に発電機と投光器を配備する。

また、大規模停電時における避難所の照明器具や電源確保のため、民間企業・関係団体との協定により発電機や照明器具等を調達する。

なお、燃料については、各団体との供給協定に基づき調達するなど、状況に応じた対応を行う。

6 防火・防犯対策

石油ストーブ等からの出火防止や喫煙場所の指定、ゴミ集積場等に放火されないための防火対策などを図る。

盗難や性犯罪を防止するため、状況に応じて警察による巡回等を要請する。

また、避難者が協力して定期的に巡回を行うなど、防火・防犯に努める。

7 避難所以外に滞在する被災者への対応

在宅避難や車中泊避難、テント泊避難など、避難所以外の場所に滞在する被災者には、支援物資や情報が届かないケースが多く、状況に応じて食糧等の配給や、保健師等による保健指導や巡回相談、医療提供など、健康管理に努める。

車中泊やテント泊での避難は、健康面のリスクが高いため推奨できないが、様々な事情により、やむを得ず避難生活を送ることを余儀なくされていることから、注意喚起文の配布などにより、避難所への移動を促す。

第6章 運営方針

1 開設・集約・閉鎖の基本的な考え方

1 避難所の開設基準

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所

- ・市災害対策本部長が当該地域に避難情報を発令した場合
- ・災害による危険が切迫しており住民の身体・生命を守るため必要がある場合
- ・亀岡地域に震度6弱以上の地震が発生し、多数の避難者が予測される場合
- ・亀岡地域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、避難状況に応じて開設

(2) 一時避難施設・避難場所

- ・災害の発生により地域住民の自主避難が見込まれる場合

(3) 臨時避難所(民間施設等)

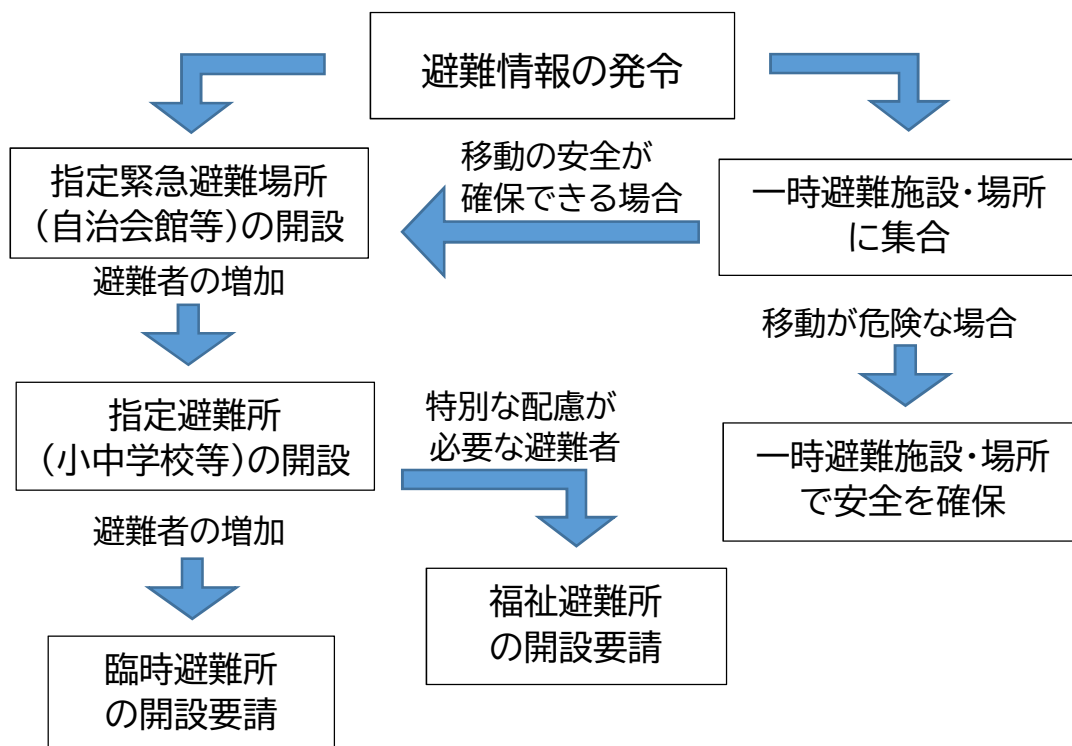
- ・指定避難所だけでは避難者の収容が困難な場合

(4) 福祉避難所(要配慮者施設等)

- ・避難生活に何らかの特別な配慮が必要で指定避難所での生活が困難な場合

2 避難所開設の順番

避難情報の発令に伴い、各避難所の特性に応じた避難所利用を行う。
自主避難については、避難情報の発令によらず、随時、受け入れ対応する。



3 集約・閉鎖の基本的な考え方

災害の復旧状況、避難者数、施設の本来機能を回復する必要性などを踏まえ、以下の場合には、市災害対策本部長と施設管理者等が協議し、避難所の集約や閉鎖を行う。

- ・ 避難者の数が減少している場合
⇒市有施設の指定避難所等に移動・集約
- ・ 宿泊施設への２次避難や、仮設住宅等の住居確保体制が整うなど、避難者全員の受け入れ先が決まった場合
⇒閉鎖

4 避難所閉鎖の流れ

災害発生時に臨時避難所として開設された民間施設等は、早期に施設の本来機能を回復する必要がある。

また、指定避難所の小中学校は、義務教育の場であり、大規模災害という緊急事態下であっても、教育の場を確保することは重要であることから、市災害対策本部と避難者、自主防災組織等が協力しながら、学校教育活動再開の前提となる避難所の集約・閉鎖を進める。

5 避難所の解消に向けた環境整備

- (1) 避難所の解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施、迅速な応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ(みなし仮設住宅)など行う。
- (2) 一部破損や半壊した住宅については、居住しながら本格補修へとつなぐことができるよう、住宅の応急修理制度の活用を図るなどし、住宅の残存部分の活用が可能となるよう配慮する。
- (3) 福祉避難所で生活する避難者については、障がい等の特性を有していること等を鑑みれば、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居のほか、関係部局との連携を図り、社会福祉施設への入所等を積極的に活用することで、早期退所が図られるように努める。
- (4) 避難所の再編に際して、コミュニティ維持に配慮する。また、仮設住宅にもコミュニティ単位で入居を考慮する。

2 運営の基本的な考え方

- (1) 「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、円滑な避難所運営を行うため、避難所では避難者や地元自主防災会、市職員(避難所開設要員)、施設管理者、ボランティアなど、そこにいる全員が世代や性別、国籍に関わらず、それぞれの機能を発揮するとともに、相互に連携・協力しながら組織的な活動を行う。
- (2) 避難生活の長期化に備え、避難者自身(自主防災会)が運営主体となって「避難所運営委員会」を立ち上げ、市職員(避難所開設要員)、施設管理者と協働した自主的な運営体制への移行を図る。
- (3) 被害状況等によっては、市職員(避難所開設要員)が不足する場合も想定されることから、庁内の応援体制を確保するとともに、受援計画により人的支援を確保し、円滑な避難所運営を行う。

指定避難所における収容人数とトイレの必要数													別表ー1
	避難所名	避難所の面積 [㎡]	一人当たり面積	収容人数	トイレ必要数 (1/75)	男(小)	男(大)	女	既存トイレ数				
									共用	多目的	幼児(小)	幼児(大)	合計
1	亀岡中学校〔体育館〕	2,110	1.65㎡あたり1人	1,278	17	27	12	25		1			65
2	亀岡小学校〔体育館〕	1,273	1.65㎡あたり1人	771	11	26	17	33		3			79
3	城西小学校〔体育館〕	725	1.65㎡あたり1人	439	6	42	26	48		2			118
4	ガレリアかめおか	1,411	1.65㎡あたり1人	855	12	44	26	37		14			121
5	亀岡市役所市民ホール	270	1.65㎡あたり1人	163	3	52	40	41		7			140
6	亀岡地区自治会館	175	1.65㎡あたり1人	106	2	6			5				11
7	別院中学校〔体育館〕	685	1.65㎡あたり1人	415	6	18	9	15		1			43
8	東別院小学校〔体育館〕	892	1.65㎡あたり1人	540	8	13	7	13		1			34
9	東別院町公民館	40	1.65㎡あたり1人	24	1	2		1		1			4
10	東別院町ふれあいセンター	383	1.65㎡あたり1人	232	3	5				3			8
11	西別院小学校〔体育館〕	509	1.65㎡あたり1人	308	5	29	11	19					59
12	西別院生涯学習センター	153	1.65㎡あたり1人	92	2	2	1	2					5
13	犬甘野児童館	96	1.65㎡あたり1人	58	1	4	3	2					9
14	曽我部小学校〔体育館〕	897	1.65㎡あたり1人	543	8	24	14	23		3			64
15	曽我部町公民館	551	1.65㎡あたり1人	333	5	5	2	2		1			10
16	吉川小学校〔体育館〕	497	1.65㎡あたり1人	301	4	13	7	13					33
17	亀岡運動公園プール管理棟	106	1.65㎡あたり1人	64	1	13	8	14		2			37
18	亀岡運動公園体育館	3,060	1.65㎡あたり1人	1,854	25	32	16	30		2			80
19	南桑中学校〔体育館〕	1,136	1.65㎡あたり1人	688	10	27	17	28		1			73
20	蒔田野小学校〔体育館〕	805	1.65㎡あたり1人	487	7	30	14	29					73
21	蒔田野生涯学習センター	204	1.65㎡あたり1人	123	2	1	1	1		1			4
22	人権福祉センター	143	1.65㎡あたり1人	86	2	6	4	6		2	2	1	21
23	育親中学校〔体育館〕	685	1.65㎡あたり1人	415	6	35	15	37		1			88
24	本梅小学校〔体育館〕	493	1.65㎡あたり1人	298	4	16	10	17		1			44
25	ほんめ町ふれあいセンター	266	1.65㎡あたり1人	161	3	2	1	2					5
26	畑野小学校〔体育館〕	680	1.65㎡あたり1人	412	6	22	12	18					52
27	畑野町公民館	200	1.65㎡あたり1人	121	2	2	1	2					5
28	青野小学校〔体育館〕	532	1.65㎡あたり1人	322	5	14	9	17		1			41
29	亀岡市交流会館	875	1.65㎡あたり1人	530	7	16	10	16		2			44
30	東本梅保育所	203	1.65㎡あたり1人	123	2				2		8	7	17
31	東本梅町ふれあいセンター(東本梅営農センター)	450	1.65㎡あたり1人	272	2	2			2				4
32	大成中学校〔体育館〕	979	1.65㎡あたり1人	593	8	26	16	31		1			74
33	大井小学校〔体育館〕	699	1.65㎡あたり1人	423	6	34	17	29		2			82
34	大井生涯学習センター	292	1.65㎡あたり1人	176	3	2	1	1					4
35	亀岡市立幼稚園	230	1.65㎡あたり1人	139	2	1	1	3		1	17	14	37
36	千代川小学校〔体育館〕	700	1.65㎡あたり1人	424	6	45	22	48		1			116
37	千代川町自治会館	250	1.65㎡あたり1人	151	2	3	1	2		1			7
38	亀岡川東学園〔体育館〕	1,665	1.65㎡あたり1人	1,009	14	23	14	25		2			64
39	馬路生涯学習センター	330	1.65㎡あたり1人	200	3	4	2	2		1			9
40	馬路文化センター	116	1.65㎡あたり1人	70	1	9	4	6	4	1			24
41	旭コミュニティセンター	39	1.65㎡あたり1人	23	1	2			3				5
42	千歳町自治会館	219	1.65㎡あたり1人	132	2	2			4	1			7
43	さくら公園〔体育館〕	1,419	1.65㎡あたり1人	860	12	8	3	7		1			19
44	河原林生涯学習センター	184	1.65㎡あたり1人	111	2	2	1	2		1			6
45	保津小学校〔体育館〕	700	1.65㎡あたり1人	424	6	12	10	15					37
46	保津町公民館	216	1.65㎡あたり1人	130	2	6			6				12
47	保津文化センター	128	1.65㎡あたり1人	77	1	6	4	4		1			15
48	東輝中学校〔体育館〕	1,017	1.65㎡あたり1人	616	9	39	22	37		3			101
49	詳徳中学校〔体育館〕	981	1.65㎡あたり1人	594	8	29	21	37					87
50	安詳小学校〔体育館〕	1,266	1.65㎡あたり1人	767	11	46	27	52		1			126
51	詳徳小学校〔体育館〕	737	1.65㎡あたり1人	446	6	38	21	33					92
52	篠公民館(自治会館)	168	1.65㎡あたり1人	101	2	3			4				7
53	東部文化センター	185	1.65㎡あたり1人	112	2	5	5	7		3			20
54	東つつじヶ丘ふれあいセンター	224	1.65㎡あたり1人	135	2	2	1	2		1			6
55	西つつじヶ丘ふれあいセンター	212	1.65㎡あたり1人	128	2	2	1	2					5
56	つつじヶ丘小学校〔体育館〕	828	1.65㎡あたり1人	501	7	57	31	52		2			142
57	南つつじヶ丘コミュニティセンター	222	1.65㎡あたり1人	134	2	4	2	4		2			12
58	南つつじヶ丘小学校〔体育館〕	910	1.65㎡あたり1人	551	8	45	22	39					106
	合計	35,421		21,441	308	985	542	931	30	76	27	22	2,613

総務文教常任委員会 資料

令和4年3月8日（火）

教 育 部

亀岡市立図書館における開館時間の見直しについて

1 現在の開館時間（平成22年4月～）

中央館	<u>平日 9:00～18:00</u>	土日祝日 9:00～18:00
	<u>金曜日 9:00～20:00</u>	
ギャラリー分館	平日 10:00～ <u>19:00</u>	土日祝日 10:00～ <u>19:00</u>
大井・馬堀分館	平日 10:00～18:00	土日曜日 10:00～18:00

2 見直し開館時間

中央館	<u>平日 9:00～18:00</u>	土日祝日 9:00～18:00
ギャラリー分館	平日 10:00～ <u>18:00</u>	土日祝日 10:00～ <u>18:00</u>
大井・馬堀分館	平日 10:00～18:00	土日曜日 10:00～18:00

3 見直しの理由等

(1) 府内の車利用の図書館の開館時間の状況

- ・宇治市中央図書館 平日 9:00～18:00 土日祝日 9:00～17:00
- ・城陽市立図書館（文化パーク城陽） 平日・土日祝日 9:30～18:00
- ・向日市立図書館 平日・土日祝日 10:00～18:00
- ・南丹市立中央図書館 平日 9:00～17:00 土日曜日 9:00～17:00

(2) インターネット在架予約(平成29年10月～)による図書貸出環境の整備

禁貸出図書を除き、全ての蔵書を対象として、ネット予約可能に → 受取りを指定した館で、都合のよい日時に来館して貸出しを受けることができる環境が整いました。

※インターネット予約の状況

H23 貸出中の本に限り、インターネット予約が可能に	5,965 件
H29 在架の蔵書に対するインターネット予約が可能に	11,428 件
R 2 直近のインターネット予約件数(コロナ禍で増加)	24,746 件

4 見直し予定時期 令和4年6月1日～

5 令和4年度からの上限貸出冊数等の見直し

「Withコロナ」の時代が継続している社会情勢を踏まえ、現在より多くの資料を借りてもらうなどにより、来館回数が少なくても済み、利便性向上とともに安心して図書館の利用を続けてもらえるように見直します。

- ・図書資料の上限貸出冊数を10冊（現行5冊）とします。
- ・視聴覚資料の貸出期間を、図書資料と同じ15日（現行8日）以内とします。

以 上